

京都市上下水道局告示第40号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成20年11月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地四条SETビル4階

須賀工業株式会社 京都支店

代表取締役 神木 宣夫

2 変更事項 (代表者の変更)

吉井英輝から神木宣夫に変更

(上下水道局下水道部管理課)